

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市きらめき創造館条例施行規則及び富田林市立  
市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則

(富田林市きらめき創造館条例施行規則の一部改正)

第 1 条 富田林市きらめき創造館条例施行規則（平成 29 年富田林市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）を持ち込む行為をしないこと。

(富田林市立市民総合体育館条例施行規則の一部改正)

第 2 条 富田林市立市民総合体育館条例施行規則（昭和 55 年富田林市教育委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中第 9 号を第 10 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）を持ち込む行為をしないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富田林市きらめき創造館条例施行規則及び富田林市立市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 富田林市きらめき創造館条例施行規則（平成29年富田林市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（遵守事項）</p> <p>第7条 使用者その他の入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6）</u>・<u>（7）</u> （略）</p>	<p>（遵守事項）</p> <p>第7条 使用者その他の入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6）</u> <u>動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物を除く。）を持ち込む行為をしないこと。</u></p> <p><u>（7）</u>・<u>（8）</u> （略）</p>

第2条 富田林市立市民総合体育館条例施行規則（昭和55年富田林市教育委員会規則第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（利用者及び入館者の遵守事項）</p> <p>第16条 利用者及び入館者は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6）</u>～<u>（9）</u> （略）</p>	<p>（利用者及び入館者の遵守事項）</p> <p>第16条 利用者及び入館者は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6）</u> <u>動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物を除く。）を持ち込む行為をしないこと。</u></p> <p><u>（7）</u>～<u>（10）</u> （略）</p>

富田林市規則第 号

富田林市立総合スポーツ公園設置条例施行規則等の一部を  
改正する規則

(富田林市立総合スポーツ公園設置条例施行規則の一部改正)

第1条 富田林市立総合スポーツ公園設置条例施行規則(平成16年富田林市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第14条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。)を持ち込む行為をしないこと。

(富田林市市民会館条例施行規則の一部改正)

第2条 富田林市市民会館条例施行規則(平成16年富田林市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。)を持ち込む行為をしないこと。

(すばるホール条例施行規則の一部改正)

第3条 すばるホール条例施行規則(平成16年富田林市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「動物」の次に「(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び収容ゲージ等に適正に保管した動物は除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富田林市立総合スポーツ公園設置条例施行規則等の一部を改正する規則

第1条 富田林市立総合スポーツ公園設置条例施行規則（平成16年富田林市規則第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（入園者の遵守事項）</p> <p>第14条 入園者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p><u>（7）～（10）</u> （略）</p>	<p>（入園者の遵守事項）</p> <p>第14条 入園者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p><u>（7） 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）を持ち込む行為をしないこと。</u></p> <p><u>（8）～（11）</u> （略）</p>

第2条 富田林市市民会館条例施行規則（平成16年富田林市規則第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（入館者の義務）</p> <p>第15条 入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p><u>（5）</u> （略）</p>	<p>（入館者の義務）</p> <p>第15条 入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p><u>（5） 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）を持ち込む行為をしないこと。</u></p> <p><u>（6）</u> （略）</p>

第3条 すばるホール条例施行規則（平成16年富田林市規則第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（入館者の遵守事項）</p> <p>第15条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品若しくは動物_____</p> <p>_____の類を携行しないこと。</p> <p>（3） ・ （4） （略）</p>	<p>（入館者の遵守事項）</p> <p>第15条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品若しくは動物（<u>身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び収容ゲージ等に適正に保管した動物は除く。</u>）の類を携行しないこと。</p> <p>（3） ・ （4） （略）</p>